

『生政治の誕生』（78-79）

序：

予告にもかかわらず、フーコーは「生政治」「生権力」についてほとんど語らない。「生政治の分析は、統治理性の一般的体制を理解してはじめて可能になる」→ 翌年は「告解」の儀式が中心でやはり「生政治」について語らない。

むしろ「生政治」が語られるための条件となるような議論が得られるのではないか。

一般の「生権力」のイメージ：

「パノプティコン」を引き継いで、生全体を管理下に置く権力→福祉社会→全体主義、ファシズム、コミュニケーション管理社会（ドゥルーズ）へ

ネグリ「権力が生に入り込む」「生がその力（創造力、発明、生産、主体化）を顕示することによって抵抗する」→マルチチュード、特異性の構成的な力を備えた共同性・・・

このような見方に比べるとフーコーの「新自由主義」分析は、自由主義を西欧思想のひとつのモデルとして構築的に分析しているように思われる。

廣瀬仮説：

反精神分析：制度における、制度による、制度に対する戦い

新自由主義：制度における、制度による、制度の管理。

たとえばフーコーは現在の漠然とした「国家嫌悪」は、新自由主義の裏面であるという。

1 方法論的考察

「真理の体制が分析されなければ生政治は理解できない」

真理の体制の問題がわからなければ生政治は理解できない。「自由主義を生政治の一般的な枠組として研究すること」

(1) 真理の体制とは：

- ・ 政治ないし統治実践がついにその時代に合理性へとたどり着くということではない
- ・ 統治術の科学性を可能にする認識論的関に達する、ということではない
- ・ この契機が、ある種のタイプの言説の一連の実践と連結することによって特徴付けられる。
- ・ この連結によってそれを「知解可能な結合による総体」として構成
- ・ これらの実践を真と偽の用語で立法化する
- ・ 存在しないものが「現実」になること、狂気、病、非行性、セクシュアリティ、政治、経済

「生政治についての分析は、私がみなさんにお話ししている統治理性の一般的体制を理解して初めて可能になる」

(2) フーコーの「唯名論」(ポール・ヴェーヌ『差異の目録』法政大学出版局)

狂気は存在しない、存在するのは実践だけである。

狂気それ自体といった普遍概念は存在しない。「ひとつの対象、たとえば「狂人」が存在するには、意識とは別のレベルである実践が必要である」(121)

「狂気が存在しないと想定してみよう、そうすると、狂気として想定された何かに基づいて秩序付けられているように見えるさまざまな出来事、さまざまな実践について、どのように語ることができるのか」(6) →同じように、犯罪者が、国家が、市民社会が存在しないと仮定しよう。そうすればたとえば「国家化」をかたちづくるさまざまな制度と実践が見えてくるのではないか。

(3) 本講義のいくつかのテーゼ：

- 1) (新) 自由主義における真理の場＝市場。
- 2) 新自由主義は、「自由放任」ではない。「積極的な自由主義」として介入を行なう。
- 3) 競争：競争は新自由主義をかたちづくる重要な「形式的な要素」であるが、純粋な競争はありえない。それに近づくためには、際限なく能動的な政策を目標とする。
- 4) 新自由主義は「批判」である。たえず統治実践を調整し続ける「図式」として働く。
- 5) その意味で、カント的な「認識批判」を引き継ぐ者は、「統治的理性批判」をおこなう新自由主義のホモ・エコノミクスである。
- 6) 国家嫌悪のインフレーションは、新自由主義の裏面である。

2 新自由主義：

序：

・市場は真理の形成の場である(適正価格)。統治の真偽が問われる場である。統治実践の真偽を決定。

・競争というプロセスは形式的な厳密さをもったものとして、尊重されなければならない。

しかし「独占」を禦ぐためにはなんらかの「制度的枠組」が必要。

この制度的枠組は法律と経済、政治と経済の複合的な形象である。これが後に「社会的なもの」と呼ばれる。それは自由の生産と消費の場である。

1) ドイツの「オルド自由主義」

- ・技術的合理性
- ・市場の監視下にある国家
- ・政治と社会の形式化

伝統的な自由主義者との違い

- ・競争 (145) : 不平等こそ本質的。価格の形成によって経済的合理性を保証。
 - ・だが自由放任ではない。競争の「本質」「エイドス」形式化の原理。内的論理を持つ。固有の構造を持つ。さまざまな不平等の間の形式的作用。
 - ・純粹競争は、際限なく能動的であるような政策を前提する歴史的目標である。(148)
- 市場は能動的な統治性によって産出されるべきである。(149)

・新自由主義社会は商業社会ではない、むしろ企業という基本的単位を持つ。個人はみずからの企業家である。ホモ・エコノミクス。

2) フランスの例：ジスカール・デスタンの新自由主義

経済は本質的にゲームであり、それ自体の諸規則を持つ

問題は誰かがゲームの外に出ないこと

→ 負の所得税 (251) 。一定の所得レベルを下回る場合に、不足分を支給。労働の動機づけを失わない程度の援助。

貧者とそうでない人（労働しない人）の境界に働きかけること、閾を越えることをたえず動機づけること。

閾の上にある人と下にある人の「人口」の蓄え (256) 「援助をうける住民」 (255)

3) 新自由主義における犯罪性：

○規律権力の時代

非行のコスト：泥棒に対するコスト、詩法に対するコスト、身体刑と追放刑と犯罪発生率との関係（刑罰の実践を有用性の計算でよりわかる）

法律は、刑罰制度を経済学に連結

homo penalis = homo oeconomicus

○19世紀以降

homo criminalis:犯罪学。

○新自由主義的犯罪学：

- ・ **home oeconomicus** にとどまる
- ・ 「個人に対し、刑罰を科されるリスクをもたらすような行動のすべてを、私は犯罪と呼ぶ」
(ベッカー)
- ・ 犯罪＝法律によって処罰されるもの（以上）
- ・ 新自由主義的犯罪：行為ではなく、犯罪を犯す者、犯しうる者の視点に立つ。（309）主体に対するリスクを考慮。
- ・ 主体を、その行動を経済学的なものとするような側面、局面、知解性の網目によって取り上げること
- ・ 個人に対して行使される権力と、個人との接触面はホモ・エコノミクスのみ。統治と個人の接触面。
- ・ 刑罰システムは、諸所のタイプの行動の供給に対処。（311）

enforcement of law

- ・ 法律の適用以上のもの（諸々の現実的制度が必要）
- ・ 法の強化以下のもの：法を強めるのではなくそれに社会的現実、政治的現実を与える（312）
- ・ 犯罪の供給に対する負の需要：コストがかかる → 犯罪の消滅を求めない（パノプティコンとの違い）
- ・ 新自由主義：犯罪の供給と負の需要との均衡
- ・ どれくらいの軽罪なら赦していいのか（315）

例) 麻薬政策

1970年まで：麻薬の供給を減少させる、精製と販売の組織の解体

→ 単価の増大、独占による価格増大、高額な麻薬を得るための犯罪の増加

新自由主義的な麻薬政策：

- ・ 初心者には安く、常習者には高く→犯罪の増加

開始価格を高くする。常習者には安く。

→ 犯罪の人間学的意味の消滅。

もうけと損失に対するレスポンス。

4) ホモエコノミクス：

経済学的な分析の対象は、あらゆる行動だとみなされる

このことは、希少なリソースを、二者択一的な目的に適用する際に、それが最善の割当になるということを含意している。労働する者の視点に身を置く。

ベッカー：合理的でなくてもあらゆる行動に拡張

「一人の個人の行いが、現実に対して偶然的なやりかたで反応するのではない限り、経済学的な分析の定着点がある」

環境の変項における変容に対して体系的なやり方で応じるすべての行為、「現実を受容する」すべての行為は、経済分析の対象である (331) スキナーの行動主義：反応の体系性の分析。

・統治しやすい相関物としてのホモ・エコノミクス

ヒュームの主体理論と関係 (334) interest の主体：直接的で主体的な意志の形式。

インタレストの主体は、法的な構造があるときにも継続する。それは否定的なものではない（自己放棄を受け入れない）。むしろ「自発的な多数化」の社会である (338)

無意志的なもの、無規定なもの、全体化されないものが、ホモエコノミクスの計算を基礎付ける（見えざる手） (342)

不可視性の原理 344

カント以降の主体があるとしたらホモ・エコノミクス。348

統治性理性批判「政治経済学はカント以前に、主権者はいない、経済的主権者はいない」ということを主張。これが統治実践、経済問題、社会主義、計画化、厚生経済学が乗り越えようとする：これが自由主義、新自由主義の反復を保証。348